

定 款

一般社団法人 放射線治療品質保証研究開発応用機構

作成：令和2年1月6日

設立：令和2年1月7日

改訂：令和5年5月1日

令和8年3月31日

令和8年9月1日

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人放射線治療品質保証研究開発応用機構と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目 的)

第 3 条 当法人は、放射線治療の品質保証技術の研究開発の促進を目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

1. 放射線治療の品質保証技術の新規研究開発の促進及び助成
2. 放射線治療の品質保証技術の新規研究開発を担う人材育成の促進及び助成
3. 放射線治療の新規品質保証技術の導入促進及び助成
4. 放射線治療の品質保証の第三者評価機関としての調査分析
5. 前各号に附帯する一切の業務

(公 告)

第 4 条 当法人の広告は、官報に掲載してする。

第2章 社 員

(入 社)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、会長の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 6 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき。
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
3. 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 除名されたとき。
5. 総社員の同意があったとき。

(退 社)

第 7 条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1 か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除 名)

第 8 条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員名簿)

第 9 条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第 10 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3 か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第 11 条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招 集)

第 12 条 社員総会の招集は、理事の過半数の決定に基づき、会長が招集する。
2 社員総会の招集通知は、会日より1 週間前までに各社員に対して発する。

(決議の方法)

第 13 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 14 条 各社員は、各1 個の議決権を有する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 16 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

第 4 章 役 員 等

(役員の設置)

第 17 条 当法人に、次の役員を置く。

理事 2 名以上

- 2 理事のうち、1 名を代表理事とする。
- 3 代表理事を会長とし、理事のうち、1 名以内を副会長、1 名以内を専務理事、1 名以内を常務理事とすることができる。

(選任等)

第 18 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事の互選によって理事の中から定める。

(理事の職務権限)

第 19 条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長は会長を補佐し、専務理事は当法人の業務を執行する。
- 3 常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(任期)

第 20 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 21 条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 22 条 役員の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 23 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 基金

(基金の拠出)

第 24 条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 賛助会員

(賛助会員資格)

第 25 条 この法人には賛助会員を置く。

- 2 賛助会員は、この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体とする。

(賛助会員の入社)

第 26 条 賛助会員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、社員総会において別に定める所定の会費を納入しなければならない。

第7章 計 算

(事業年度)

第 27 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

（事業計画及び収支予算）

第 28 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（事業報告及び決算）

第 29 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 貸借対照表
3. 損益計算書（正味財産増減計算書）

第 8 章 非営利性に関する規定

（剰余金の分配の禁止）

第 30 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

（特別の利益の供与の禁止）

第 31 条 当法人は、特定の個人又は団体に対し、特別の利益を与えないものとする。

（残余財産の帰属）

第 32 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人に贈与するものとする。

第 9 章 附 則

（最初の事業年度）

第 33 条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から令和 2 年 1 1 月

30日までとする。

(設立時の役員等)

第 34 条 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 前山拓哉

設立時理事 橘英伸

設立時理事 渡邊祐介

設立時代表理事 前山拓哉

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 35 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 前山拓哉

設立時社員 橘英伸

設立時社員 渡邊祐介

(法令の準拠)

第 36 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

上記は当会社の現行定款と相違ありません。

令和 8 年 9 月 1 日

一般社団法人 放射線治療品質保証研究開発応用機構
代表理事 橘 英伸 ㊞